

水戸市規則第 11 号

水戸市成年後見制度報酬助成金等支給規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市成年後見制度報酬助成金等支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利擁護を推進するとともに、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資するため、成年後見制度手続費用助成金及び成年後見制度報酬助成金（以下「助成金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 審判 次に掲げる審判をいう。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条に規定する後見開始の審判
- イ 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判
- ウ 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判
- エ 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判
- オ 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判
- カ 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- キ 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(2) 要保護状態 次のいずれかに該当すること

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属していること。
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援を受けていること。
- ウ ア及びイに準ずる状態にあると市長が認めること。

(3) 後見人等 民法第 8 条に規定する成年後見人、同法第 12 条に規定する保佐人又は同法第 16 条に規定する補助人をいう。

(4) 被後見人等 民法第 8 条に規定する成年被後見人、同法第 12 条に規定する被保佐人又は同法第 16 条に規定する被補助人をいう。

(5) 後見監督人等 民法第 849 条に規定する後見監督人、同法第 876 条の 3 第 1 項に規定する保佐監督人又は、同法第 876 条の 8 第 1 項に規定する補助監督人をいう。

(6) 報酬付与の審判 民法第 862 条（同法第 852 条、第 876 条の 3 第 2 項、第 876 条の 5 第 2 項、第 876 条の 8 第 2 項及び第 876 条の 10 第 1 項において準用する場合を含

む。)の規定による報酬の付与の審判をいう。

(7) 施設等 次に掲げる施設等をいう。

ア 生活保護法に規定する保護施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設，療養介護を行う事業所及び共同生活援助を行う住居

ウ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

エ 介護保険法（平成 9 年法第 123 号）に規定する介護老人保健施設及び介護医療院

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所

（支給対象者）

第 3 条 成年後見制度手続費用助成金の支給の対象となる者は，次の各号の全てを満たす者に係る審判の申立てをした者のうち，要保護状態にあるものとする。

(1) 要保護状態にある者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 条）第 6 条第 1 項の規定により作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている者。ただし，次に掲げる者を除く。

(7) 介護保険法第 13 条の規定に基づく本市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の同条に規定する住所地特例対象被保険者

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条の規定に基づき，本市以外の市町村同条第 1 項に規定するから介護給付費等の支給決定を受けている者

(ロ) 生活保護法第 19 条の規定に基づき，本市以外の市町村が保護を決定し，及び実施している者

(エ) 老人福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づき，本市以外の市町村が措置を決定し，及び実施している者

イ 介護保険法第 13 条の規定に基づく本市の同条に規定する住所地特例対象被保険者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条の規定に基づき，本市が同条第 1 項に規定する介護給付費等の支給決定を行っている者

エ 生活保護法第 19 条の規定に基づき，本市が保護を決定し，及び実施している者

オ 老人福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づき，本市が措置を決定し，及び実施している者

2 成年後見制度報酬助成金（以下「報酬助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「報酬助成金支給対象者」という。）は，前項各号の全てを満たす被後見人等とする。

（成年後見制度手続費用助成金の額）

第 4 条 成年後見制度手続費用助成金の額は，審判の申立てに係る申立手数料，登記手数料，郵送料，診断書作成料及び鑑定費用を合算した額を超えない範囲で市長が適当と認める額とする。

(報酬助成金の額)

第5条 報酬助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は報酬付与の審判により定められた額のいずれか低い額とする。

(1) 被後見人等が在宅している場合 月額 28,000 円に当該報酬付与の審判により定められた期間の月数を乗じて得た額

(2) 被後見人等が施設等に入所し、又は3か月を超えて入院している場合 月額 18,000 円に当該報酬付与の審判により定められた期間の月数を乗じて得た額

2 報酬助成金の支給の対象となる期間は、報酬付与の審判により定められた期間のうち、次条第1項の規定による申請を行う日の属する月から起算して24月前までの期間とする。この場合において、1月に満たない月がある場合の前項の額の算定にあつては、当該月の報酬助成金を日割りによる額（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 月の途中で在宅から施設等又は施設等から在宅に変更した月がある場合における当該月の報酬助成金の額は、市長が別に定める額とする。

4 後見監督人等が選任された場合における報酬助成金の額は、第1項の規定により算定した額に、月額 10,000 円に当該報酬付与の審判により定められた期間の月数を乗じて得た額又は報酬付与の審判により定められた額のいずれか低い額を加算するものとする。

5 前項の規定により加算する額については、第2項の規定を準用する。

(支給の申請)

第6条 助成金等の支給を受けようとする者は、成年後見制度報酬助成金等支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、成年後見制度手続費用助成金にあつては後見等開始の審判がなされた日、報酬助成金にあつては報酬付与の審判がなされた日から起算して3か月以内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否及び助成金等の額を決定したときは、成年後見制度報酬助成金等支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金等の請求)

第8条 前条の規定による決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成金等の交付を受けようとするときは、成年後見制度報酬助成金等支給請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

(支給の決定の取消し)

第9条 市長は、受給者が虚偽又は不正な行為により助成金等の支給の決定を受けたと認める場合は、当該助成金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 受給者は、前項の規定により助成金等の支給の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金等の支給を受けているときは、市長が指定する期日までに当該助成金等を返還しなければならない。

(報酬助成金支給対象者が死亡した場合の特例)

第10条 報酬助成金支給対象者が第6条第1項の規定による申請前に死亡した場合においては、当該報酬助成金支給対象者の後見人等又は後見監督人等であった者を報酬助成金支給対象者とみなす。

2 前項の規定により報酬助成金支給対象者とみなされた後見人等又は後見監督人等であった者に係る報酬助成金の額は、第5条の規定により算定された額を超えない範囲で市長が定める額とする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により報酬助成金支給対象者とみなされた後見人等又は後見監督人等に係る報酬助成金の支給については、前4条の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(裏面)

【添付資料】 該当する書類の□にチェックをしてください。

手続費用に関する書類

- 審判書謄本及び審判確定が分かる書類（登記事項証明書等）の写し
- 支出証拠書類（申立手数料，登記手数料，郵送料，鑑定費用，診断書作成料等）の写し
- 生活保護受給証明書
（生活保護受給者以外）
- 裁判所に提出した直近の財産目録等の写し
- 資産等の分かる書類（預金通帳，有価証券の写し等）

後見人等報酬に関する書類

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与審判に係る報酬の期間に施設等への入所又は退所があった成年被後見人等にとっては，当該施設等への入所日又は退所日が分かる書類
- 生活保護受給証明書
（生活保護受給者以外）
- 裁判所に提出した直近の財産目録及び収支予定表等の写し

様

水戸市長 印

成年後見制度報酬助成金等支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった，成年後見制度手続費用助成金（成年後見制度報酬助成金）の支給について，次のとおり決定したので，水戸市成年後見制度報酬助成金等支給規則第7条の規定により通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 手続費用助成 <input type="checkbox"/> 報酬助成		<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	
	不支給の理由：			
支給額	手続費用額 円	(内訳)	申立手数料 登記手数料 円	郵送料 円
			鑑定費用 円	診断書作成料 円
	後見人等報酬額 円	(内訳)	施設 円	
			在宅 円	
	後見監督人等報酬額 円	(内訳)	円	
	被後見人等	氏名		
住所				
後見人等	氏名			
	住所			

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

成年後見制度報酬助成金等支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給の決定を受けた成年後見制度報酬助成金等について、水戸市成年後見制度報酬助成金等支給規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店・支店名	
預金種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			